

## 募集

### ぱれっと無料法律相談

申込 | 市民活動推進課  
問合せ | ☎35-3412

**対象** 市内在住の方  
**期日** 7月15日(火)  
**時間** 午後1時30分～4時30分  
**場所** 市役所(花岡町2)  
**定員** 7人(超えた場合は抽選)  
**申込方法** 7月1日(火)までにTEL・HP

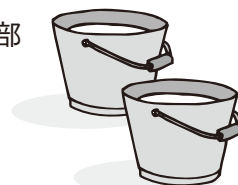
### 中国における商標セミナー

申込 | 高山商工会議所  
問合せ | ☎32-0380

**テーマ** 「中国との商標をめぐるトラブルと、中国での商標の現状」  
**講師** (株)ブランド総合研究所 田中章雄さん  
**期日** 6月18日(水)  
**時間** 午後1時30分～3時30分  
**場所** 市役所地下市民ホール  
**定員** 50人(先着順)  
**参加費** 無料  
**申込方法** 事前にTEL

## バケツ注水大会出場チーム募集

**対象** 高校生以上の方  
**部門** 事業所の部、町内の部、学生の部、女子の部  
**期日** 7月15日(火)  
**時間** 午後1時～  
**場所** 高山消防署(桐生町3)  
**参加費** 無料  
**申込方法** 7月9日(水)までに消防署にある用紙に記入し、消防署窓口・郵送・FAX



申込 | 高山消防署  
問合せ | ☎34-3792 FAX35-3599

## 歴史古文書講座

申込 | 高山市郷土館  
問合せ | ☎32-1205 FAX35-1970

諸家文書から富田礼彦が書いた公用江戸行の旅日記を題材に取り上げます。講師には、古文書読解の第一人者である西村宏一さんを迎え、古文書の読み方や郷土の歴史に親しんでいただきます。

**対象** 市内在住・在勤の方  
**期日** 6月29日(日)  
**時間** 午前10時～午後3時  
**場所** 市図書館「煥章館」(馬場町2)  
**定員** 70人(超えた場合は抽選)  
**参加費** 無料  
**申込方法** 6月20日(金)までにHP・TEL・FAX・ハガキ(消印有効)

## 飛驒高山 ウルトラヒーロー レジェンドステージ

第1部 ウルトラヒーロー主題歌ショー 第2部 りょうめんすくな両面宿儺ウルトラ伝説

**対象** 3才以上  
**期日** 6月29日(日)  
**時間** 午前の部 10時30分(開場) 11時(開演)～  
午後の部 3時(開場) 3時30分(開演)～  
**場所** 市民文化会館 大ホール(昭和町1)  
**入場料** 一般 3,200円 (\*ファミリー券2,800円)  
(全席指定) 法人メセナメイト 2,800円 (\*ファミリー券2,500円)  
\*ファミリー券は、4枚以上同時購入した場合の1枚の料金  
**チケット販売** 市民文化会館・飛驒市文化交流センター  
**問合せ** 高山市民文化会館 ☎33-8333

## 市営住宅入居者募集

申込・問合せ | 都市整備課 ☎35-3176・各支所基盤産業課

名称	所在地	間取り	募集戸数	家賃	応募資格	備考
石浦団地	石浦町	3K(家族向け)	1戸	15,600～34,300円	①	
杉ヶ丘団地	片野町	3DK(家族向け)	1戸	19,200～42,100円		
桜ヶ丘(山口)団地	山口町	3DK(家族向け)	1戸	25,000～54,800円		
桜野ハイツ団地	国府町広瀬町	2LDK(家族向け)	1戸	22,100～48,500円		
飛驒川団地	久々野町久々野	1LDK(単身又は家族向け)*	2戸	15,400～33,800円	②	特定公共賃貸住宅
桜ヶ丘(山口)団地	山口町	3DK(家族向け)	3戸	48,100～77,400円		特定公共賃貸住宅
久々野団地	久々野町久々野	1DK(単身向け)	3戸	16,100～25,900円		
三福寺第一団地	三福寺町	2DK(単身又は家族向け)	1戸	20,000～35,000円	③	

### 応募資格

- ①月額所得20万円以下
- ②月額所得20万円以上60万1千円以下
- ③月額所得40万円以下

不自然に家族を分割する場合や、不自然な寄り合い世帯などで構成された世帯は申込みできません。  
※について単身の方は一定要件を満たす必要があります。

**申込方法** 都市整備課、支所基盤産業課にある申込用紙に記入し、所得証明、納税証明などの必要書類を添付し、6月24日(火)までに提出(抽選となった場合は、それぞれの住宅のある支所で抽選を行います)。  
・高山地域の一部、清見地域、高根地域、荘川地域、上宝地域の団地につきましては随時申込みを受け付けています。(詳細はお問い合わせください)

◎既存住宅は、平成23年5月31日までに住宅用火災警報器を設置することが義務付けられています。